

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">大阪府<u>居宅介護従業者養成研修</u>事業者指定要綱</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第2号に規定する<u>居宅介護従業者養成研修</u>の事業を行う者(以下「事業者」という。)の指定については、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(研修の課程及び内容等)</p> <p>第3条 研修の課程は、<u>一級課程、二級課程及び三級課程</u>とする。</p> <p>2 各課程における修業年限は、<u>一級課程においてはおおむね1年以内、二級課程においてはおおむね8ヶ月以内、三級課程においてはおおむね4ヶ月以内とする。</u></p> <p>3 研修は、<u>講義、演習及び実習により行われるものとする。</u></p> <p>4 各課程の研修カリキュラム及び研修時間数は、別表のとおりとする。<u>なお、研修内容及び実施については別に定める基準以上のものとする。</u></p> <p>5 講義は、通信の方法により行うことができる。この場合、別に定める方法により行われなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">大阪府<u>居宅介護職員初任者研修</u>等事業者指定要綱</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第3号に規定する<u>居宅介護職員初任者研修及び同条第4号に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修</u>の事業を行う者(以下「事業者」という。)の指定については、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(研修の課程及び内容等)</p> <p>第3条 研修の課程は、<u>「居宅介護職員初任者研修課程」(以下「初任者研修」という。)</u>及び<u>「障がい者居宅介護従業者基礎研修課程」(以下「基礎研修」という。)</u>とする。</p> <p>2 各課程における修業年限は、<u>初任者研修においては8ヶ月以内、基礎研修においてはおおむね4ヶ月以内とする。ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は、初任者研修においては1年6ヶ月以内、基礎研修においては、8ヶ月以内とすることができる。</u></p> <p>3 研修は、<u>講義、演習及び実習により行うこととする。但し、実習については初任者研修については必要に応じて実習を行うものとする。</u></p> <p>4 研修の科目及び実施内容については、第21条に規定する別に定める基</p>

第2章 事業者の指定等

(指定)

第4条 事業者の指定は、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、事業者ごとに行うものとする。

(略)

3 知事は、申請者に対して、指定要件の審査のために必要な調査を行うことができる。

(指定の要件等)

第5条 (略)

(1) 法人であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

(略)

ロ 規約等が定められていること。

(略)

準以上のものとする。

5 講義は、通信学習の方法により行うことができる。この場合、第21条に規定する別に定める方法により行われなければならない。

第2章 事業者の指定等

(指定)

第4条 事業者の指定は、第5条に規定する要件をすべて満たす者で、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。

(略)

3 事業者の指定に係る標準処理期間は60日以内とする。

4 知事は、申請者に対して、指定の決定をしたときは通知するものとし、指定をしない決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。ただし、初任者研修については、指定申請時の公表情報が適正に開示されたことを確認したうえで、指定の決定について通知するものとする。

5 知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や助言・指導を行うことができる。

(指定の要件等)

第5条 (略)

(1) 法人（特別法により法人格を取得している団体を含む。）であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす任意の団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

(略)

ロ 運営に関する規約等が定められていること。

(略)

(略)

(4) 研修事業が、原則として大阪府内で実施されること。

(略)

(6) 年に1回以上、研修を実施できる体制を整えていること。

(7) 第3条第4項に定める基準以上の研修が実施できること。

(略)

(9) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品や物品等が確保されていること。

(10) 実習を適切に実施することができる実習施設を確保していること。

(11) 学則を定めていること。

(略)

(4) 研修事業が大阪府内で実施されること。

(略)

(6) 毎事業年度ごとに1回以上研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。

(7) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。

(略)

(9) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。

(10) 初任者研修において必要に応じて実習を行う場合、又は、基礎研修における実習を行う場合、大阪府内に実習を適切に実施することができる施設が確保されていること。

(11) 学則が定められていること。

(12) 修了評価、不合格時の補習及び再評価を適正に実施できる体制が確保されており、修了評価の信頼性を確保するための措置が講じられていること。

(13) 初任者研修については、別表1に掲げる項目の情報開示が適切にでき、持続的に情報の更新が可能なこと。また、情報開示責任者が配置されていること。

基礎研修についても、別表1に掲げる項目の情報を開示するよう努めること。

(14) 講義を通信学習の方法によって行う研修にあつては、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

ロ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有す

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）又は障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第22条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 第19条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(3) 他の都道府県知事により事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(4) 大阪府知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 告示第1条第3号、第4号又は第5号に掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者

ロ 告示第1条第16号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、「旧指定居宅介護等従業者基準」第4号に掲げる全身性障害者外出

ること。

ハ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(15) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「介護保険法」という。）又は介護保険法施行令（平成10年政令412号。以下、「介護保険法施行令」という。）第35条の2に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。）第22条に規定する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(4) 他の都道府県知事により事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(5) 大阪府知事、他の都道府県知事又は政令指定都市の市長により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施

介護従業者養成研修、「旧指定居宅介護等従業者基準」第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者

ハ 「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者

三 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者

(5) 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護従業者養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命

要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者

ロ 告示第1条第5号から第7号までに掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者及び行動援護従業者養成研修事業者

ハ 告示第1条第20号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者

二 介護保険法施行令第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者

(6) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。

(7) 法又は改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(8) 第3号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をす

令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号に該当する者

ハ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

る日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）

で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護従業者養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号及び第2号に該当する者

ハ 第3号から第7号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ 第8号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

(11) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」

ロ 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」

ハ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

(指定申請の手続き)

第6条 (略)

(略)

(2) 研修事業の名称

(略)

2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業者に関する事項

イ 資産の状況を示す書類

ロ 定款その他の基本約款等

ハ 登記事項証明書等 (法人の場合)

ニ 前条第2項各号に該当しない旨の誓約書

(2) 研修事業に関する事項

イ 研修の収支予算及び向こう2年間の財政計画

ロ 学則

ハ 講師一覧表

ニ 講師履歴書

ホ 通信の方法に関する計画書 (講義を通信の方法により行う場合)

ヘ 演習室等使用承諾書の写し及び平面図

ト 演習使用備品一覧表

チ 実習施設一覧表

リ 実習施設承諾書の写し

ヌ 修了証明書及び修了証明書 (携帯用) の様式

(3) その他指定に関し必要があると知事が認める事項

(指定申請の手続き)

第6条 (略)

(略)

(2) 研修の名称

(略)

(6) 情報開示を行うホームページのアドレス (初任者研修は必須、基礎研修については公表している場合のみ)

2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 資産の状況を示す書類

イ 決算報告書 (直近1事業年度のもの)

・貸借対照表

・損益計算書

・個別注記表

ロ 会社法に係る事業報告書

ハ 会社案内冊子

ニ 組織図

(2) 定款、寄附行為その他の基本約款

(3) 履歴事項全部証明書の原本 (法人の場合)

(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報 (審査情報は、紙媒体及び磁気媒体を提出すること。)

(5) 公表情報の内訳及び公表資料 (ホームページに掲載しているものをプリントアウトしたものを添付すること。初任者研修は必須、基礎研修については公表している場合のみ添付)

(6) 印鑑証明書の原本 (実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提

<p>3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定を受けた後、初めに実施する研修の内容を記した書類</p> <p>4 <u>通信添削については、次に掲げる条件をすべて満たす事業者に委託することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法人であること。</u></p> <p>(2) <u>年度内に一回以上大阪府内で当該課程の研修を開講していること。</u></p>	<p><u>出)</u></p> <p>(7) <u>研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書</u></p> <p>(8) <u>学則</u></p> <p>(9) <u>シラバス(初任者研修のみ)</u></p> <p>(10) <u>講師一覧表</u></p> <p>(11) <u>講師履歴書</u></p> <p>(12) <u>講義・演習室使用承諾書の写し及び平面図(自己所有の場合は平面図)</u></p> <p>(13) <u>実技演習使用備品一覧表</u></p> <p>(14) <u>実習施設一覧表(初任者研修においては実習を実施する場合、基礎研修は必須)</u></p> <p>(15) <u>実習施設承諾書の写し(初任者研修においては実習を実施する場合、基礎研修は必須)</u></p> <p>(16) <u>修了評価の方法(初任者研修のみ)</u></p> <p>(17) <u>修了証明書の様式</u></p> <p>(18) <u>修了評価筆記試験問題及びその模範解答(2種類以上)(初任者研修のみ)</u></p> <p>3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定を受けた後、初めに実施する研修の<u>開講届の書類一式</u></p> <p>4 <u>講義を通信学習の方法によって行う研修にあっては、前項各号に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>通信添削課題及びその模範解答</u></p> <p>(2) <u>委託契約書の写し(通信添削業務を委託する場合)</u></p> <p>(3) <u>通信学習実施計画書</u></p>
---	---



<p>(課程の追加の手続き)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>研修事業の名称</u></p> <p>(略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>研修事業に関する事項</u></p> <p>イ <u>研修の収支予算及び向こう2年間の財政計画</u></p> <p>ロ <u>学則</u></p> <p>ハ <u>講師一覧表</u></p> <p>ニ <u>講師履歴書</u></p> <p>ホ <u>通信の方法に関する計画書(講義を通信の方法により行う場合)</u></p> <p>ヘ <u>演習室等使用承諾書の写し及び平面図</u></p> <p>ト <u>演習使用備品一覧表</u></p> <p>チ <u>実習施設一覧表</u></p> <p>リ <u>実習施設承諾書の写し</u></p> <p>ヌ <u>修了証明書及び修了証明書(携帯用)の様式</u></p> <p>(2) <u>その他指定に関し必要があると知事が認める事項</u></p> <p>3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて届け出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>初めに実施する当該課程の研修の内容を記した書類</u></p>	<p>5 <u>知事は、申請の内容が第6条に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。</u></p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p><u>第6条の2</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>研修の名称</u></p> <p>(略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第6条第2項(7)から(18)までに掲げる書類</u></p> <p>3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>初めに実施する当該課程の研修の開講届の書類一式</u></p>
--	---

4 通信添削については、次に掲げる条件をすべて満たす事業者に委託することが出来るものとする。

(1) 法人であること。

(2) 年度内に一回以上大阪府内で当該課程の研修を開講していること。

### 第3章 研修事業の実施

(年間実施計画の届出)

第8条 事業者は、毎事業年度ごとに研修事業に係る課程別の年間実施計画を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に届け出なければならない。

(1) 当該事業年度開始前の3月31日

(2) 当該事業年度の研修事業に関して最初に開講の旨を届け出る日

(略)

(開講の届出)

第9条 事業者は、研修を実施する際には、その内容を記した書類を開講する30日前までに、知事に届け出なければならない。

2 事業者は、前項又は第6条第3項第2号若しくは第7条第3項第2号の規定により届け出た事項に変更が生じる場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

(休講の届出)

第10条 事業者は、第6条第3項第2号、第7条第3項第2号又は前条第1

4 講義を通信学習の方法によって行う研修にあっては、前項各号に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通信添削課題及びその模範解答

(2) 委託契約書の写し（通信添削業務を委託する場合）

(3) 通信学習実施計画書

5 知事は、申請の内容が第7条に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

### 第3章 研修事業の実施

(年間実施計画の届出)

第7条 事業者は、毎事業年度ごとに研修事業の年間実施計画を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 当該事業年度開始前の3月31日

(2) 当該事業年度の研修事業に関して最初に開講する日の30日前

(略)

(開講届)

第8条 事業者は、研修を実施する際には、開講届を開講する日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項又は第6条第3項第2号若しくは第6条の2第3項第2号の規定により届け出た事項に変更が生じる場合は、変更後の開講届を提出し、知事の承認を得なければならない。

(休講届)

第9条 事業者は、前条第1項、第6条第3項第2号又は第6条の2第3項第

項による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなった場合には、休講届を速やかに、知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第11条 事業者は、指定内容に関して別に定める事項に変更が生じる場合には、変更の内容を記した書類を、原則としてその変更事項が生じる日の10日前までに、知事に届け出なければならない。

(休止及び再開の届出)

第12条 事業者は、第8条第1項又は第3項による年間実施計画を届け出る際において、当該年度における研修事業を実施しない場合は、その旨及び次に掲げる事項を、同時に知事に届け出なければならない。

(1) 研修の名称

(2) 課程

(3) 休止する年度

(4) 休止する理由

2 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第8条第1項又は第3項による年間実施計画及び第9条第1項による開講を届け出なければならない。

(修了証明書等の交付)

第13条 事業者は、受講者が第3条第1項に掲げるそれぞれの研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証明書及び修了証明書（携帯用）を修了者に遅滞なく交付しなければならない。

2号による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなった場合には、休講届を速やかに、知事に提出しなければならない。

(変更届)

第10条 事業者は、指定内容に関して第21条に規定する別に定める事項に変更が生じる場合には、変更届を原則としてその変更事項が生じる日の10日前までに、知事に提出しなければならない。

(休止及び再開の届出)

第11条 事業者は、第7条第1項又は第3項による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を同時に知事に提出しなければならない。

2 前項の年間休止届の期間（現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。）が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなすことができるものとする。

なお、2ヶ年度にわたる場合とは、1事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の休止を2年連続で行った場合をいう。

3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。

なお、前項に該当する事業者は、第6条第2項及び第4項（通信学習の場合に限る。）に規定する書類を併せて提出しなければならない。

(修了証明書等の交付)

第12条 事業者は、受講者のうち研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証明書及び修了証明書（携帯用）を修了者に遅滞なく交付しなければならない。

らない。

(実績報告)

第14条 事業者は、研修終了後60日以内に、当該研修に係る実績を報告しなければならない。

2 前項の実績報告を行う際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 修了者名簿及び電磁的記録
- (2) 出席簿の写し
- (3) 通信添削評価表（講義を通信の方法により行った場合）
- (4) 実習実施一覧表
- (5) 添削講師確認書（講義を通信の方法により行った場合）
- (6) 科目免除要件を確認した書類の写し（科目の免除を行った場合）
- (7) 受講要件を確認した書類の写し（受講に必要な要件がある場合）
- (8) 補講実施一覧表（補講を行った場合）
- (9) その他知事が必要があると認めるもの

(助言等)

第15条 (略)

第4章 研修事業の廃止

(廃止の届出)

第16条 事業者は、研修事業の全て又は一部の課程を廃止しようとする場合には、廃止する10日前までに、その旨及び次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前項により修了を認定する際には、修了評価を厳正に実施しなければならない。

(実績報告)

第13条 事業者は、研修終了後60日以内に、当該研修に係る実績を報告しなければならない。

(助言・指導等)

第14条 (略)

第4章 研修事業の廃止

(廃止届)

第15条 事業者は、研修事業の全て又は一部の課程を廃止しようとする場合には、廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。

(1) 研修の名称

(2) 課程

(3) 廃止する年月日

(4) 廃止する理由

(略)

## 第5章 調査及び指導

(実地調査・報告等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者に対し出頭を求め、又は関係者に対し、質問し、若しくは事業所に立ち入り、研修事業に関する書類や設備・教材等を検査することができる。

(勧告、命令等)

第18条 (略)

(指定の取消し等)

第19条 (略)

(略)

(4) 第8条から第12条まで若しくは第16条に規定する届出、又は第

(略)

## 第5章 調査及び指導

(実地調査・報告等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、研修事業に係る報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者又は事業者の関係者に対し出頭を求め、説明を聴取するなど、所要の検査をすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事業所に立ち入り、関係者から意見等を求めるとともに、研修事業全般に関する書類や設備・教材等について実地調査することができる。

3 事業者は、前2項に定める知事の求めに対し、誠実かつ誠意をもって対応しなければならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、実地調査における細則は第21条に規定する別に定めるものとする。

(勧告、命令等)

第17条 (略)

(指定の取消し等)

第18条 (略)

(略)

(4) 第7条から第11条まで若しくは第15条に規定する届出、又は第

14条に規定する報告について、虚偽があったとき。

- (5) (略)
- (6) 第17条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (7) 第17条の規定により出頭を求められてもこれに応じず、また同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (8) (略)
- (9) 次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき、指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。
  - イ 重度訪問介護従業者養成研修 大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱  
(略)
  - ロ 難病患者等ホームヘルパー養成研修 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱  
(略)
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(新設)

13条に規定する報告について、虚偽があったとき。

- (5) (略)
- (6) 第16条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (7) 第16条の規定により出頭を求められてもこれに応じず、また同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (8) (略)
- (9) 次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき、指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。
  - イ 難病患者等ホームヘルパー養成研修 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱  
(略)
  - ロ 重度訪問介護従業者養成研修 大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱  
(略)
- (10) 第5条第2項第11号の要件に該当したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 知事は、前項の規定による処分を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(聴聞の機会)

第19条 知事は、前条に定める指定の取り消し又は指定の効力の停止を行う場合においては、事業者に対して聴聞を行うものとする。



	この要綱は、平成26年 3月31日から施行する。
--	--------------------------

【別記様式】

改正案	現行
<p>別記様式(第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">大阪第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証明書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の別記を修了したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(研修事業者名) (代表者職・名) 印</p> </div> <p>※ 別記には、1級課程、2級課程、3級課程の別を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">大阪第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証明書(携帯用)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の別記を修了したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> </div>	<p>別記様式(第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">大阪第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証明書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の別記を修了したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(研修事業者名) (代表者職・名) 印</p> </div> <p>※ 別記には、居宅介護職員初任者研修課程、障がい者居宅介護従業者基礎研修の別を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">大阪第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証明書(携帯用)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の別記を修了したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(研修事業者名)</p> </div>



(研修事業者名)  
(代表者職・名) 印

(代表者職・名) 印

※ 別記には、1級課程、2級課程、3級課程の別を記載すること。

※ 別記には、居宅介護職員初任者研修課程、障がい者居宅介護従業者基礎研修の別を記載すること。

【別表】

<p>改正案</p>	<p>現行</p> <p>別表1</p> <p style="text-align: center;">研修機関が公表すべき情報の内訳 (大阪府版)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">情報の種類</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>研修機関情報</p> <p style="text-align: center;">法人情報 ☆</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人格・法人名称・住所等</li> <li>● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名</li> <li>● 理事等の構成、組織、職員数等</li> <li>△ 教育事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ 研究活動を実施している場合・概要</li> <li>● 介護保険事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ その他の事業概要</li> <li>● 法人財務情報のうち決算報告書(直近1事業年度のもの)に関するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> </ul> </li> <li>△ 法人財務情報</li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	<p>研修機関情報</p> <p style="text-align: center;">法人情報 ☆</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人格・法人名称・住所等</li> <li>● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名</li> <li>● 理事等の構成、組織、職員数等</li> <li>△ 教育事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ 研究活動を実施している場合・概要</li> <li>● 介護保険事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ その他の事業概要</li> <li>● 法人財務情報のうち決算報告書(直近1事業年度のもの)に関するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> </ul> </li> <li>△ 法人財務情報</li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p>
情報の種類	内容				
<p>研修機関情報</p> <p style="text-align: center;">法人情報 ☆</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人格・法人名称・住所等</li> <li>● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名</li> <li>● 理事等の構成、組織、職員数等</li> <li>△ 教育事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ 研究活動を実施している場合・概要</li> <li>● 介護保険事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ その他の事業概要</li> <li>● 法人財務情報のうち決算報告書(直近1事業年度のもの)に関するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> </ul> </li> <li>△ 法人財務情報</li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p>				